

宇部市新天町リノベーションプロジェクト補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「新天町リノベーションプロジェクト事業 事業アイデア募集要項」及び「新天町リノベーションプロジェクト事業 マッチング会要項」に基づき、新天町名店街の空き物件を活用し、若い世代が集う空間を創出する事業を行うために必要な改修に要する経費及び初期運営費の一部に対し、予算の範囲内において宇部市新天町リノベーションプロジェクト補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて規定する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リノベーション 集客やにぎわいを創出するために行う、建物の外装や内装の改修、レイアウトの刷新、新たな設備の導入をいう。
- (2) 提案者 「新天町リノベーションプロジェクト事業 事業アイデア募集要項」により、若い世代が集う空間を創出する事業アイデアを応募した者をいう。
- (3) 物件所有者 宇部市が指定する都市再生推進法人が取り扱うサブリース物件のうち、新天町名店街に存在する物件の所有者をいう。
- (4) マッチング会 「新天町リノベーションプロジェクト事業 マッチング会要項」により宇部市が開催する、提案者から提案のあった事業アイデアの詳細を事業者に周知し、事業化に向けた意見交換等を行う場をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、マッチング会を経て提案者及び物件所有者（転貸人含む）の合意が得られた事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 宇部市が開催するマッチング会に参加したうえで、提案のあった事業案を基に補助対象物件において事業を行う者
- (2) 原則3年以上、申請した内容に基づき事業を継続する者
- (3) 週5日以上かつ1日4時間以上の営業を行う者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 補助金の交付決定通知書を受ける前にリノベーション等を開始しない者
- (6) 補助金交付年度内にリノベーション等を完了させ、事業を開始できる者
- (7) 市内で営業する事業所等から補助対象物件へ移転することにより、移転前の事業所等を空き物件にしない者
- (8) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者でない者

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項に規定する補助対象経費のうち、店舗改装費については、市内業者が施工するもののみを対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、改修工事等の開始前に、交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、第8条第1項に規定する審査の前までに交付申請を取り下げるときは、交付申請取下届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は、第22条に規定する審査会で審査を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては、交付決定通知書（様式第4号の1）により通知するものとし、また不交付を決定した者に対しては、不交付決定通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。

3 前項の規定による交付決定通知書を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）は、ただちに賃貸借契約書及び転貸借契約書の写し並びに同意書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

(改修工事等経費の変更)

第9条 補助事業者は、交付申請した改修工事等に係る経費の内容を変更するときは、交付変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項に規定する交付変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付変更決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知する。

(改修工事等の中止)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定又は第9条の規定による交付変更決定を受けた後、改修工事等を中止しようとするときは、事業中止届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、改修工事等の完了後、30日以内又は3月31日のいずれか早

い期日までに、実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（完了検査）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、当該書面をもって交付対象事業の検査を行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に報告を求め、現地検査を行うことができる。

（補助金交付額の確定）

第13条 市長は、前条の検査の結果、実施された改修工事等の内容を適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定による交付確定通知書を受領した補助事業者が補助金の交付請求をするときは、速やかに交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定により適正な交付請求を受けたときは、速やかに補助事業者に対し、補助金を交付する。

（事業の休止）

第16条 補助事業者は、事業開始日から起算して36か月が経過する日までに、1か月以上継続して事業を休止しようとするときは、速やかに事業休止届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。ただし、3か月を超えて事業を休止することはできない。

2 市長は、前項の規定による事業休止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

3 第4条第1項第2号に規定する期間に、本条第1項の規定による事業を休止する期間は含まないものとする。

（事業の再開）

第17条 前条第2項の規定による承認通知書を受領した補助事業者が、その事業を再開しようとするときは、速やかに事業再開届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（事業の廃止等）

第18条 補助事業者は、事業開始日から起算して36か月が経過する日までに、事業を廃止する場合は、速やかに事業廃止届出書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (3) 各種法令に違反したとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があるとき

2 前項第1号の規定は、天変地異等により補助対象者がやむを得ず第4条第1項第2号及び第3号の規定を満たさなくなった場合において市長が特に認めるときは、この限りではない。

3 市長は、本条第1項の規定により交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、交付決定取消通知書(様式第15号)により通知する。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めて補助金返還命令書(様式第16号)により、その全部又は一部の返還を命ずる。

2 前項の規定により交付した補助金の一部の返還を命ずるときは、別表2の計算式によりその返還額を決定する。

3 補助事業者は、第1項の返還命令を受けたときは、当該命令額を指定された期日までに納付しなければならない。

(状況報告)

第21条 補助事業者は、事業開始日から起算して36か月経過するまでの間、3か月ごとに事業実施状況報告書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

2 第19条第3項の規定による交付決定の取り消しの通知を受けた補助事業者は、前項の規定に関わらず、速やかに取り消しの事由が生じた日までの事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。なお、その後の期間については、提出は不要とする。

3 市長は、提出された事業実施報告書の内容を基に、必要に応じ当該物件へ現地確認を行うことができる。

(審査会)

第22条 市長は補助金の申請について審査をするため、宇部市新天町リボーンプロジェクト補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員7名をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる機関又は団体の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 宇部市商工会議所
- (2) 宇部市が指定する都市再生推進法人
- (3) 中小企業診断士

- (4) 山口銀行宇部支店
- (5) 宇部市新天町名店街協同組合
- (6) 宇部市（2名）

- 4 審査会には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会長が不在の場合は、出席委員で協議のうえ、代理者を定める。
- 6 審査会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 会議は、委員の半数が出席しなければ開催されない。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
- 9 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。
- 10 委員に欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱又は任命することができる。ただし、その委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 11 審査会の事務局は、中心市街地活性化推進課内に置く。

（法令の遵守）

第23条 改修工事等は、関連する法令を遵守した内容であること。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

別表 1

店舗改装費	外装工事費、内装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費、電気・照明工事費、設計費等	補助率 2/3、上限 700 万円
設立・開業準備費	什器・備品購入費、広告宣伝費等	補助率 10/10、上限 300 万円

※いずれも消費税、地方消費税は除く。また、当該物件で行う事業に直接関係しない部分は対象外とする。

※当該物件で倉庫として活用する部分は、施工床面積の 50%未満でなければならない。

別表 2

返還額の計算式	補助交付額 ÷ 36 × (36 月 - (営業を開始した日から交付決定の取消に該当すると認められる日までの月数)) (月数に端数が生じたときは、これを切り捨てる) 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
---------	--